

議案第43号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月目黒区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第15条を次のように改める。

（第1号部分休業の承認）

第15条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による介護時間又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月目黒区規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第5項、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月目黒区教育委員会規則第2号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第31条の3第5項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第1号子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、

当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第31条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第2号子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- 2 第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該

各号に定める時間とする。ただし、第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求を

する場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(説明) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が施行されることに伴い、部分休業を拡充するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。